

秋田県

防犯

道路・公園・駐車場編

マニュアル



はじめに

防犯に配慮したまちづくりをすすめてみましょう

近年、刑法犯の増加とともに、路上強盗、ひったくり等の「街頭犯罪等」が多発しております。さらに刑法犯の発生場所をみると駐車場と道路上で約半数を占めています。

秋田県においても、刑法犯罪の約4割が「街頭犯罪等」であり、身近で犯罪が発生しております。都市環境の変化により道路、公園、駐車場の死角や暗がりなど、犯罪者が隠れる空間が街頭犯罪の要因にもなっております。犯罪が起こりにくいまちづくりのためには、地域住民の防犯意識や住民、自治体、警察などの連携のもとに、防犯に配慮したまちづくりが必要です。

本マニュアルは、道路、公園、駐車場を対象にした防犯上の留意すべき事項や手法を示したものです。道路等の防犯性の向上に係る企画・設計、施設整備及び管理等に携わる関係者に活用され、安全で安心なまちづくりの一助となることを期待します。

街頭犯罪等って どんな犯罪？

警察では、自動車盗、自転車盗、車上ねらい等の街頭で発生する犯罪と、空き巣や事務所荒らし等の建物に侵入する犯罪等のことを「街頭犯罪等」とまとめています。

目次

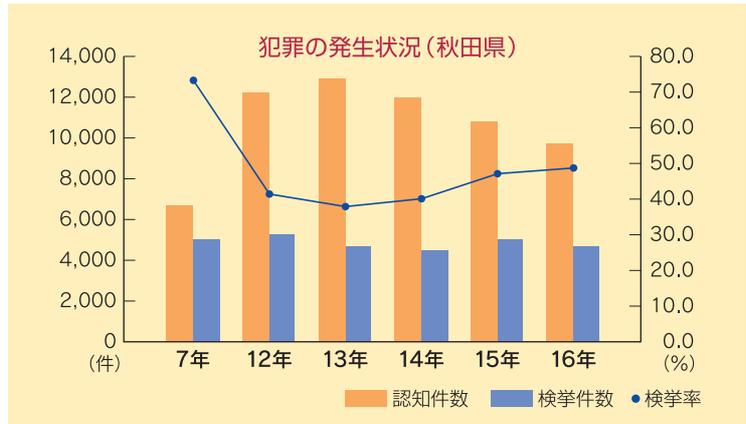
犯罪情勢	1
1 道路等に関する防犯上の指針の概要	
① 基本的な考え方	2
2 配慮すべき事項等	
① 道路に係る防犯マニュアル	3
② 公園に係る防犯マニュアル	5
③ 自動車駐車場に係る防犯マニュアル	7
④ 自転車駐車場に係る防犯マニュアル	8

犯罪情勢

県内の犯罪情勢

県内においての犯罪発生は、平成13年をピークに減少傾向にあるものの、平成7年に比較すると約1.5倍の状況にあります。

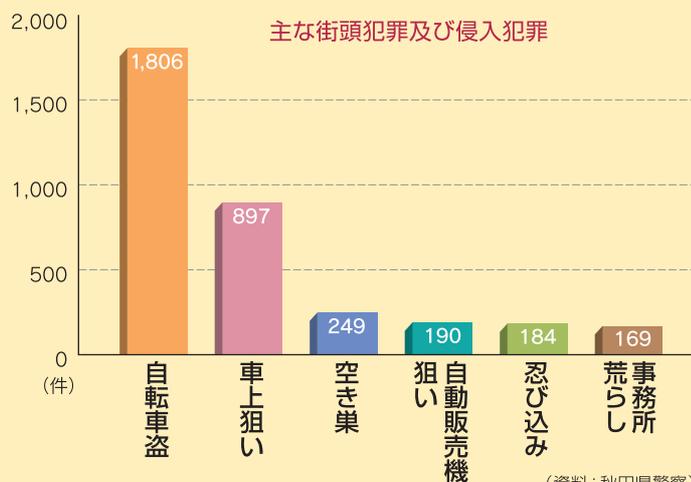
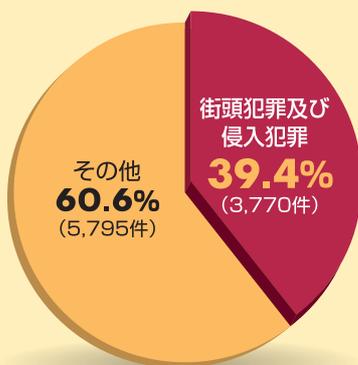
また、犯罪が減少傾向する中で、私たちの身近で起こる街頭犯罪や侵入犯罪が全刑法犯の約4割を占め、県民の身近に犯罪が迫っています。



(資料: 秋田県警察)

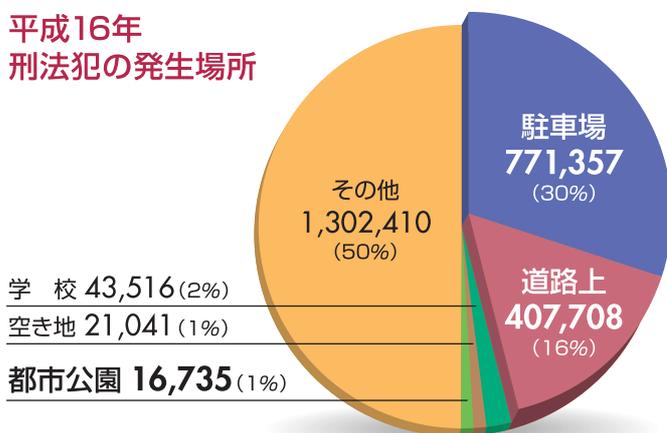
身近で起こる街頭犯罪等とその特徴

平成16年の全刑法犯数…9,565件
街頭犯罪及び侵入犯罪…3,770件



(資料: 秋田県警察)

平成16年 刑法犯の発生場所



駐車場と道路は、
刑法犯の発生場所の
約半数**46%**を
占めています。

(資料: 警察庁犯罪統計)

1 道路等に関する防犯上の指針の概要

目的

この指針は、秋田県安全・安心まちづくり条例(平成16年秋田県条例第19号)第12条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する防犯上の指針を定めることにより、防犯性の高い道路等の環境整備を促進することを目的としています。

① 基本的な考え方

この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とし、道路等の防犯性の向上に係る企画・設計、施設整備及び管理上配慮すべき事項等を示しております。

1 指針の対象となる道路等とは？

- 道路
- 公園
- 自動車駐車場
- 自転車駐車場

を対象としています。

解説

- ◎道路とは、道路法第3条に規定される道路(高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道)に限らず私道、農道等を含む一般的に道路として認知されているもの。
- ◎公園とは、都市公園法第2条に規定される都市公園に限らず、私設公園等、一般的に公園と認知されているもの。
- ◎自動車駐車場とは、駐車場法第2条に規定される路外駐車場に限らず、建物に付随する駐車場等、一般的に駐車場と認知されているもの。
- ◎自転車駐車場とは、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律第2条に規定される自転車等駐車場に限らず、建物に付随する駐輪場等、一般的に駐輪場と認知されているもの。

2 誰がやるの？

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の設置者、管理者等が対象になります。

3 指針の位置づけは？

努力規定であり、義務を負わせたり又は規制を課すものではありません。

4 全ての施設を整備するの？

犯罪発生状況、住民の要望等を各機関との協議により、必要性が高い施設の整備を図っていきます。

5 対応できない場合はどうするの？

関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制等から管理者等による対応が困難とされる項目については、除外できます。

解説

関係法令等とは道路法、各種設置基準、都市公園法等である。

6 指針の見直しは？

社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

2 配慮すべき事項等

① 道路に係る防犯マニュアル

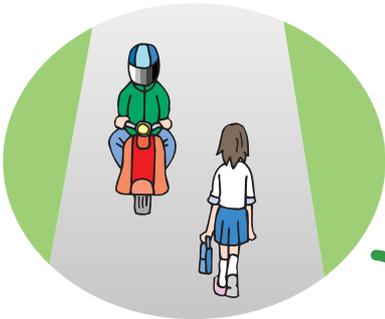
道路で発生する強盗、ひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪を企てる者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいよう、以下の点に配慮することが必要です。

1 歩行者等の安全確保 ～接近の制御～

道路構造や利用形態を勘案し、必要に応じてガードレールや横断防止柵、植栽等により歩道と車道を分離します。

解説

- ◎横断防止柵とは、歩道に自動車等の侵入を防いだり、歩行者の車道横断を防止する柵。
- ◎ひったくり等の路上犯罪防止に効果があるとともに交通安全面でも効果を発揮する。



歩道と車道が分離されていない道路は、犯罪企図者に狙われやすい。



植栽で歩道と車道を分離した道路

2 見通しの確保

道路の植栽や工作物、積雪が、死角の原因とならないように見通しを確保します。

解説

- ◎道路の植栽の枝葉が伸び放題となることにより、道路の見通しを妨げることをないように、剪定・伐採を行う。
- ◎工作物（防護柵、街灯、道路標識、看板等）を設置する場合は、道路の見通しを妨げることをないように設置する。
- ◎積雪により、道路の見通しを妨げることをないように除排雪を行う。

3 照度の確保

照明設備等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保します。

解説

- ◎道路上で発生するひったくり等は、夜間において多く発生していることから、照度の確保が犯罪の防止に重要です。
- ◎照明設備等とは、道路灯、街路灯、防犯灯などすべての照明設備をいう。
- ◎「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上をいう。
- ◎周辺への光害（9ページ参照）についても配慮が必要です。



十分な明るさが確保できない道路



十分な明るさが確保された道路

4 地下道等の安全確保

地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路においては、緊急通報装置等を設置します。

解説

◎「緊急通報装置」とは、緊急通報装置付防犯灯システム（スーパー防犯灯）及び子供緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。



地下道に設置された防犯ベル

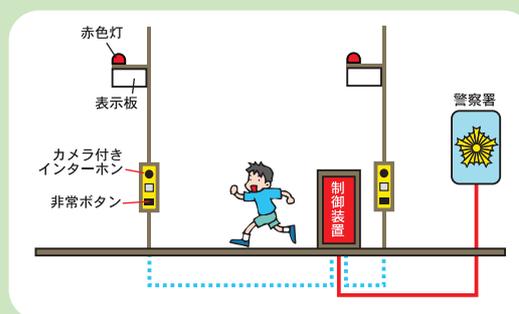


5 通学路等の安全確保

通学、通園等の用に供されている道路の周辺においては、緊急通報装置、防犯ベル等を設置します。

参考 [こども緊急通報装置]

ボタンを押すと、警察官が直接通報者の顔を見ながら通話でき、同時に、現場では赤色灯が点灯し、サイレンが吹鳴する装置。



② 公園に係る防犯マニュアル

公園内で発生する犯罪を防止するため、犯罪を企てる者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の点に配慮することが必要です。

1 監視性の確保

植栽については、園路に死角をつくらないように配置し、下枝の剪定等、見通しを確保するための措置を取ります。また、積雪が周囲からの死角の原因とならないようにします。

解説

◎公園や私有地の植栽や雑草等が伸び放題になることにより、周囲からの見通しを妨げる場合は、それぞれの植栽等の管理者等が、見通しを確保するため剪定、伐採を行うことが必要です。



下枝が伸び、見通しが悪い



植栽が剪定され見通しがよい

遊具については、周辺から見通すことができる配置にします。

解説

遊具の集中配置が死角をつくることになる。

2 公園周辺における避難場所・通報場所の確保

公園周辺には防犯ボランティア活動拠点の設置を促進するなど、非常時の避難場所・通報場所を確保します。

また、公園内に緊急通報装置を設置します。

解説

◎「子ども110番の家」「子ども緊急避難場所」等は、商店、理容店、コンビニ、郵便局、ガソリンスタンド、金融機関、会社事務所、一般家庭、地域安全推進委員宅などを指定しています。

※「子ども110番の家」は県内276校区、15,520箇所を設置（H17.5末現在）

※緊急通報装置は、秋田市立泉小学校区に7箇所設置



子ども・女性110番

シンボルマーク「ラムちゃん」



3 照度の確保

園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保します。

解説

◎「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上をいう。

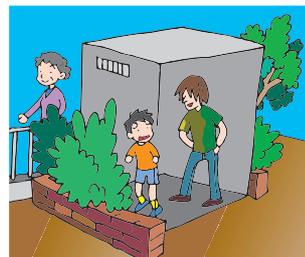


基準以上の明るさを確保した公園

4 便所等における監視性の確保

公園内に便所等を設置する場合は、次に定める項目に配慮します。

ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置します。



解説

◎通行人は、道路等周囲から見通しが妨げられた便所で犯罪が行われても、気づかない。



周囲から見通しが確保された公衆便所

- イ** 建物の入り口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保します。

解説

◎「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）をいう。



照度が確保された公衆便所

- ウ** 遊具、清掃用具等の保管設備は、施錠等により管理を徹底します。

解説

◎犯罪に悪用されない徹底管理。



③ 自動車駐車場に係る防犯マニュアル

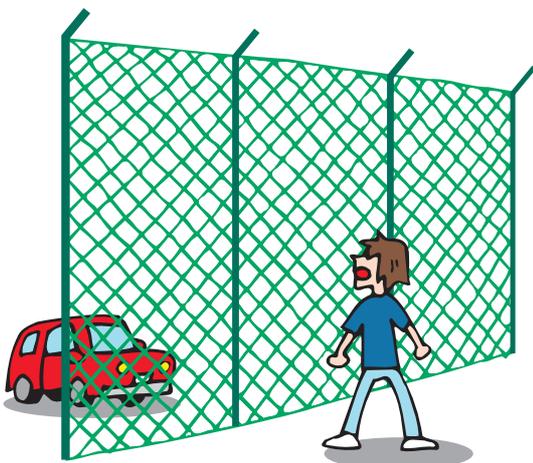
自動車駐車場で発生する車上ねらい、自動車盗難等の犯罪を防止するため、犯罪を企てる者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、以下の点に配慮します。

1 接近の制御 ～近づきにくい環境～

駐車場の外周をフェンス、さく等により周囲と区分します。

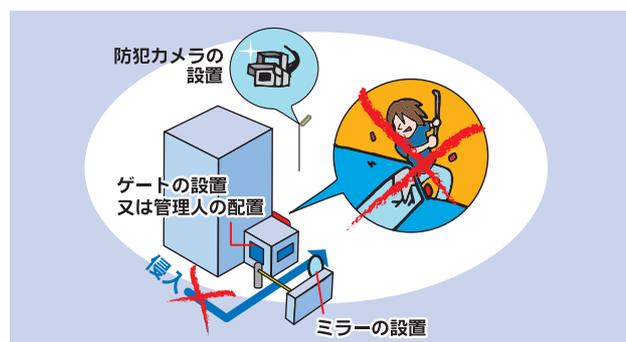
解説

◎フェンス等は、必要に応じて周囲からの見通しが確保できる形態とすること。



2 監視性の確保

- 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備を設置し、又は外周から見通しが確保された構造とします。
- 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等を設置します。
- 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理します。



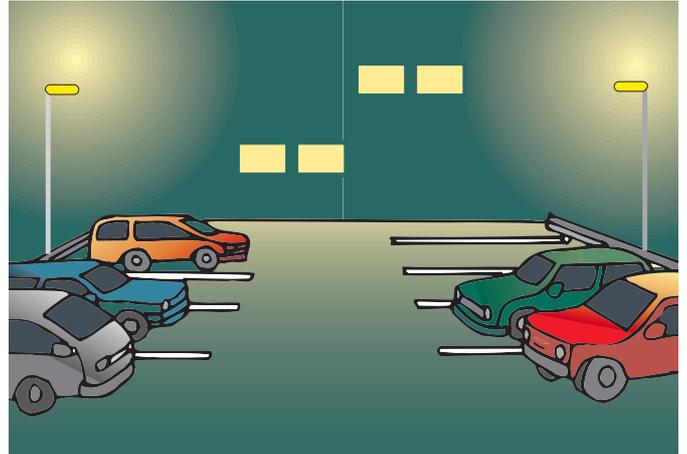
3 照度の確保

地上又は屋内の駐車場については、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保します。

解説

◎「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。))がおおむね3ルクス以上をいう。

◎周辺への光害(9ページ参照)についても配慮が必要です。



照度が確保された駐車場

4 自転車駐車場に係る防犯マニュアル

自転車駐車場で発生する自転車盗難等の犯罪を防止するため、犯罪を企てる者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいように、以下の点に配慮します。

自転車駐輪場では？

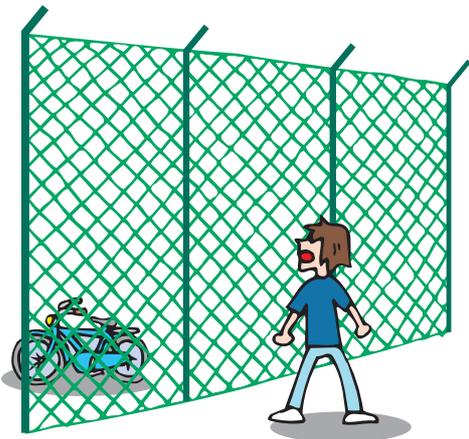
◎自転車駐車場とは、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律第2条において、一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設を「自転車駐車場」と定義されています。

1 接近の制御 ～近づきにくい環境～

駐車場の外周をフェンス、さく等により周囲と区分します。

解説

◎フェンス等は、必要に応じて周囲からの見通しが確保できる形態とすること。



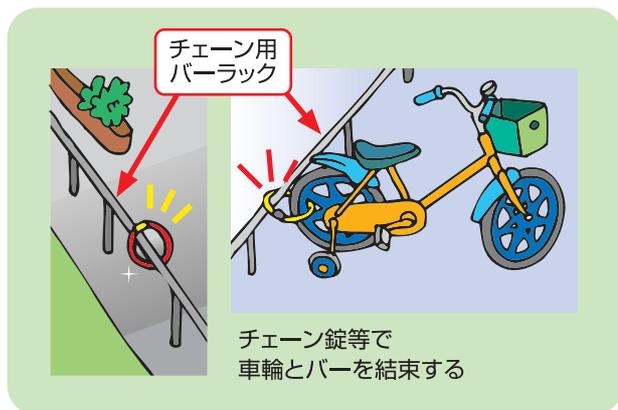
2 監視性の確保

- 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備を設置し、又は外周から見通しが確保された構造とします。
- 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等を設置します。



3 被害対象の強化・回避

チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等、自転車の盗難防止措置を講じます。



チェーン用バーラックとは？

◎自転車駐車場に固定される棒(バー)をいい、バーと自転車等をチェーン錠等で結び、自転車等の盗難を防ぐことができる。
また同様の機能を有するものがサイクルラックで、自転車1台ごとにスペースが区別されているラックをいう。

4 照度の確保

駐車の用に供する部分の床面において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保します。

解説

◎「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。))がおおむね3ルクス以上をいう。

◎周辺への光害(9ページ参照)についても配慮が必要です。

光害について

光害とは、良好な「照明環境」の形式が、漏れ光(注1)によって阻害されている状況又はそれによる悪影響を「光害(ひかりがい)」と定義されています。

例えば、障害光(注2)によって夜空の明るさに影響したり、人に不快な光となったり、動植物に影響するなどがあります。

(注1) 漏れ光とは、照明器具から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射される光。

(注2) 漏れ光のうち、光の量若しくは方向又はその両者によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光。悪影響には、夜空の明るさの増大、人に対するグレア、動植物への生育への影響などがある。

※グレア：視野の中に他の部分より著しく輝度(明るさ)の高い物体(光源など)の存在によって不愉快や見え難さを生ずる視覚現象。激しいまぶしさを生ずる障害光のひとつである。

※「50ルクス以上」とは…10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度。
「20ルクス以上」とは…10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度。
「3ルクス以上」とは…4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度。



秋田県安全・安心まちづくり

防犯マニュアル

道路・公園・駐車場編

平成17年9月発行

編集・発行

秋田県生活環境文化部県民文化政策課 安全・安心まちづくりチーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番2号
TEL 018-860-1522~3 FAX 018-860-1524
Eメールアドレス anzen-anshin@pref.akita.lg.jp

※本書を無断で複製・転載することを禁じます。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。

この印刷物は3,000部作成し、印刷経費は1部当たり210円です。